

## 別紙第2

### 勧 告

次の事項を実現するため、岐阜県職員の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する条例（昭和32年岐阜県条例第29号）、岐阜県一般職の任期付研究員の採用等に関する条例（平成12年岐阜県条例第48号）、岐阜県一般職の任期付職員の採用等に関する条例（平成14年岐阜県条例第38号）及び岐阜県職員の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する条例等の一部を改正する条例（平成27年岐阜県条例第3号）を改正することを勧告する。

#### I 平成27年4月の民間給与との比較による給与改定等のための関係条例の改正

##### 1 岐阜県職員の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する条例の改正

###### (1) 給料表

現行の給料表を別記第1のとおり改定すること。

###### (2) 諸手当

###### ア 初任給調整手当について

医療職給料表（一）、行政職給料表又は研究職給料表の適用を受ける医師に対する支給月額の限度を人事院勧告の内容を考慮して改定すること。

###### イ 勤勉手当について

###### (ア) 平成27年12月期の支給割合

a b 及び c 以外の職員

勤勉手当の支給割合を 0.85 月分(再任用職員にあっては、0.4 月分) とすること。

b 人事委員会規則で定める管理又は監督の地位にある職員  
(以下「管理・監督職員」という。)

勤勉手当の支給割合を 1.05 月分(再任用職員にあっては、0.5 月分) とすること。

c 教育職給料表 (一) の適用を受ける職員のうち学長の職  
を占める職員

勤勉手当の支給割合を 0.9 月分とすること。

(イ) 平成 28 年 6 月期以降の支給割合

a b 及び c 以外の職員

6 月及び 12 月に支給される勤勉手当の支給割合をそれぞれ 0.8 月分(再任用職員にあっては、それぞれ 0.375 月分) とすること。

b 管理・監督職員

6 月及び 12 月に支給される勤勉手当の支給割合をそれぞれ 1.0 月分(再任用職員にあっては、それぞれ 0.475 月分) とすること。

c 教育職給料表 (一) の適用を受ける職員のうち学長の職  
を占める職員

6 月及び 12 月に支給される勤勉手当の支給割合をそれぞれ 0.875 月分とすること。

## 2 岐阜県一般職の任期付研究員の採用等に関する条例の改正

### (1) 給料表

現行の給料表を別記第2のとおり改定すること。

(2) 期末手当について

ア 平成27年12月期の支給割合

期末手当の支給割合を1.6月分とすること。

イ 平成28年6月期以降の支給割合

6月及び12月に支給される期末手当の支給割合をそれぞれ  
1.575月分とすること。

### 3 岐阜県一般職の任期付職員の採用等に関する条例の改正

(1) 給料表

現行の給料表を別記第3のとおり改定すること。

(2) 特定任期付職員の期末手当について

ア 平成27年12月期の支給割合

期末手当の支給割合を1.6月分とすること。

イ 平成28年6月期以降の支給割合

6月及び12月に支給される期末手当の支給割合をそれぞれ  
1.575月分とすること。

## II 給与制度の総合的見直しのための関係条例の改正

### 1 岐阜県職員の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する条例の改正

地域手当の支給割合を、次に掲げる表の級地の区分に応じ、それ  
ぞれ同表に定める割合とすること。

また、医師及び歯科医師に支給する地域手当の支給割合について  
は、当分の間、100分の16とすること。

級地	支給割合
1 級地	100 分の 18
2 級地	100 分の 14
3 級地	100 分の 13
4 級地	100 分の 10
5 級地	100 分の 8
6 級地	100 分の 4
7 級地	100 分の 1 (人事委員会規則で定める地域にあっては、100 分の 3)

## 2 岐阜県職員の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する条例等の一部を改正する条例の改正

岐阜県職員の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する条例等の一部を改正する条例附則第3項から第5項までの規定による給料の額については、平成30年4月1日以後、支給しないこととすること。

## III 改定の実施時期等

### 1 改定の実施時期

この改定は、平成27年4月1日から実施すること。ただし、Iの1の(2)のイの(ア)、2の(2)のア及び3の(2)のアについては速やかに所要の措置を講ずるものとし、IIについては平成28年4月1日から実施すること。

### 2 所要の措置

この改定に伴い、所要の措置を講ずること。